

## 議会事業評価報告書

事業名	政策討論会の実施				
評価	2	1 拡充 5 終了	2 継続 6 休止	3 改善 7 廃止	4 縮小
<p>【評価説明】</p> <p style="text-align: center;">根拠例規：議会基本条例第3条第2号及び第3号及び第13条 所沢市議会政策討論会設置要綱</p> <p>政策討論会は、議会基本条例第13条に規定されており、市長等から提出された議案にかぎらず、特定のテーマについて、各議員が活発に意見等の交換を行い、共通認識を醸成するために開催するものである。</p> <p>平成24年2月4日(土曜)午後2時から、所沢市役所全員協議会室において、所沢市議会初の政策討論会を開催した。</p> <p>今回のテーマは、第5次所沢市総合計画・前記基本計画の「総合的に取り組む重点課題」にも掲げられている「所沢ブランドの創造と地域経済の活性化」であり、「これからのまちづくりを考える 『議会から見た ～地域経済の活性化と所沢ブランドの創造～』」と題して、12人の議員がそれぞれの考え方を披露した。</p> <p>開催後には、メンバーによる検証が行われ、①全議員がなんらかの形で参加すること、②ユーストリーム中継をすべきではないか、③会場は、舞台のある公民館などが良いのではないか、④前記の「総合的に取り組む重点課題」以外のテーマで実施してもいいのではないか、⑤今回は、事前に打合せ等で議論して臨んだが、事前に議員同士でじっくり議論しておくことが必要ではないか、といった反省点や改善点が出された。</p> <p>今後においては、今回の政策討論会の検証結果を踏まえ、必要によっては「所沢市議会政策討論会設置要綱」の見直しを含め、テーマはもとより開催のあり方について、更なる改善を図りながら、実施していくべきものと考え、継続と評価する。</p>					
委員長名	議会運営委員長 浅野美恵子				

評価日：平成24年6月8日

## 議会事業評価報告書

事業名	附属機関の設置				
評価	2	1 拡充 5 終了	2 継続 6 休止	3 改善 7 廃止	4 縮小
<p>【評価説明】</p> <p>根拠例規：議会基本条例第23条</p> <p>所沢市議会では、議会基本条例第23条に基づき、平成24年3月議会において「所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会設置条例」を制定し、所沢市議会初の附属機関となる「所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会」を設置した。</p> <p>附属機関の設置に関しては、識見、知識、専門性などを有する第三者で構成される機関に対して市議会から審査、調査等を求めるにことにより、明確性や客観性が担保された成果が期待されるものである。</p> <p>今回、「議員定数の決定」という課題に向けて市議会が取り組むに当たり、市民への説明責任を果たすためにも、組織内での議論だけではなく、様々な観点からの議論が求められるところであり、諮問に対する審議会からの答申は、その一つとして市議会の意思決定に反映されるものである。</p> <p>附属機関については必置ではないものの、市議会における課題解決に際し、必要に応じて設置されるべきものと考えことから、継続と評価するものである。</p>					
委員長名	議会運営委員長 浅野美恵子				

評価日 平成24年6月8日

## 議会事業評価報告書

事業名	常任委員会の正副委員長連絡会議の実施				
評価	2	1 拡充 5 終了	2 継続 6 休止	3 改善 7 廃止	4 縮小
<p>【評価説明】</p> <p>根拠例規：議会基本条例第14条第2項</p> <p>正副委員長連絡協議会は、議会基本条例第14条第2項に規定されており、必要な都度、議長の発議により招集するものとなっており、平成23年9月12日に、初の協議会を開催した。</p> <p>この開催に至る経緯であるが、議会運営委員会で「四常任委員会の所管の精査」が新たに検討すべき課題として提起され、協議することとなったが、まずは、各常任委員会の付託議案等の審査において、正副委員長それぞれが抱えている課題や問題点について、忌憚のない意見を披露してもらい、それらをもとに、更なる協議を進めていくこととし、議会運営委員長から議長に開会の申し出を行い、議長発議で開催となったものである。</p> <p>各常任委員会の正副委員長は、議会基本条例や委員会条例に規定されているとおり、市民の要請にこたえるため、所管委員会に係る市政の課題に対し、常に問題意識を持って委員会を運営するように努めるとともに、委員長においては、特に、委員会の議事整理権や秩序保持権が付与されているなど、副委員長の協力のもと、委員会運営の円滑化を図ることで、議会運営の円滑化、ひいては市民生活の向上、市勢伸展へとつながっていくものと考えている。</p> <p>こうしたことから、今後においても、情報の共有化を図りながら、委員会運営を行っていくために、正副委員長連絡協議会を開催していくことが必要であると考え、継続と評価する。</p>					
委員長名	議会運営委員長 浅野美恵子				

評価日 平成24年6月8日

## 議会事業評価報告書

事業名	政治倫理条例の制定				
評価	5	1 拡充 5 終了	2 継続 6 休止	3 改善 7 廃止	4 縮小
<p>【評価説明】</p> <p style="margin-left: 40px;">根拠例規：議会基本条例第24条 所沢市議会議員政治倫理条例</p> <p style="margin-left: 40px;">平成23年12月定例会において、議員提出議案第12号「所沢市議会議員政治倫理条例制定について」を全会一致で可決し、平成24年1月1日より施行した。</p> <p style="margin-left: 40px;">本条例は、平成16年6月制定の「所沢市議会議員政治倫理規程」をもとに、規定の整備などを行ったものであるが、条例化の理由としては、地方公共団体における最高法規である「条例」とすることで、規範性を高めるとともに、議決をもって市民に対する強い意思を明らかにしたものである。また市の執行機関における審査会等の設置根拠は条例によることから、市議会設置の審査会も条例をその根拠にすべきと判断したものである。</p> <p style="margin-left: 40px;">当事業は、本条例制定をもって終了と評価するものであるが、今後も議員一人ひとりが、この条例を遵守することはもとより、議会基本条例第24条の趣旨をふまえ、本条例第1条にいう「所沢市議会議員の責務と行動規範等を定めることにより、議員の政治倫理の確立を期するとともに、主権者たる市民の厳粛な負託にこたえ、もって清潔で民主的な議会運営を行い、市政の発展に寄与する」ため、全力で諸活動に取り組むものである。</p>					
委員長名	議会運営委員長 浅野美恵子				

評価日 平成24年6月8日